

## 平成 24 年経済センサス 活動調査の概要

### 1. 調査の目的

経済センサス 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として新たに創設された統計調査である。

### 2. 調査日

平成 24 年 2 月 1 日

### 3. 調査対象

#### (1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）

#### (2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行った。

大分類 A - 農業・林業に属する個人経営の事業所

大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所

大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792 - 家事サービス業に属する事業所

大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所

### 4. 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

## 5 . 調査の方法

調査は「調査員調査」と「郵送調査及びオンライン調査」の2種類からなる。

### (1) 調査員調査

単独事業所（ただし、(2)における特定の単独事業所を除く。）及び新設事業所については、調査員が調査票の配布・回収を行った。または、調査員が調査票を配布し、市区町村が郵送により回収を行った。

・総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 市区町村 - 統計調査員 - 調査事業所

### (2) 郵送調査及びオンライン調査

従業者数30人未満の複数事業所を有する企業の事業所については市区及び都道府県が、従業者数30人以上の複数事業所を有する企業の事業所については総務省及び経済産業省が、それぞれ本所事業所に対して郵送により調査票の配布・回収を行った。また、特定の単独事業所及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、郵送により調査票の配布・回収を行った。

なお、郵送調査の調査対象事業所のうち希望する事業所に対しては、オンラインにより調査票の回収を行った。

#### ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業の事業所（ウに掲げるものを除く。）

・総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 市区 - 調査事業所

#### イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の企業の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

・総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 調査事業所

#### ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業の事業所、従業者数30人以上の企業の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

・総務省及び経済産業省 - 調査事業所